

[事案 21-106] 復活保険料返還請求

・平成 22 年 6 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

復活不可となったにもかかわらず、復活保険料がまだ返金されていないとして、その返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 6 年に失効し、復活の申込みをして復活保険料を支払ったが健康上の理由で復活できなかった。復活保険料を払い込んだ際の保険会社の領収書は手元にあるが、現在まで返金されておらず、保険会社から、復活保険料返金の事実の証拠書類が提出されない。当方には、返金されていない証拠として、預金通帳に入金の記載が存在しないこと、復活保険料の領収書裏面にある「返金受領欄」に私の署名捺印がなされていない。復活が認められなかったのであるから、復活申込みの際に払い込んだ保険料を、法定利息を付けて返還して欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、復活保険料の返還請求に応ずることは出来ない。

- (1) 当社システム上、本件契約が復活延期となった際、本社担当部門から復活保険料を当該支社の保険料返金の仮受金に付替えたという履歴が残っている。当社の事務手順として、付け替えを受けた支社においては、保険料返金の仮受金は、契約者さまに返金して精算することになっていることから、本件においても、付け替えを受けた当該支社では、復活保険料を申立人に返金して精算したものと判断している。
- (2) 当社の帳簿書類の保存期間は 7 年であり、現在は存在しないが、上記の通り、当社としての取引履歴調査、当社事務取扱より、当該保険料を返還したと判断している。
- (3) 申立人に対して、復活延期のお知らせ（平成 7 年 3 月）をしてから今回のお申出（同 21 年 3 月）に至る 14 年間、申立人から「復活保険料返還請求」がなかったことから、復活保険料は返還されたと考えられる。
- (4) 上記などから、申立人に確実に復活保険料が返還されたと判断しているが、帳簿書類の保存期間が超えており確証を示せないことから、商法 683 条 1 項にて準用する商法 663 条（短期時効）の規定により、時効を援用するので、仮に返還をしたことが認められないとしても、返還請求権は時効により消滅する。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等に基づき審理した結果、下記のとおり、申立人の請求を認めることが出来ないため、生命保険相談所規程第 4 4 条にもとづき、裁定書にその理由を記載して裁定手続を終了した。

- (1) 本来、債務を弁済したこと（復活保険料を返金したこと）は債務者（保険会社）において立証すべき事柄だが、長期間が経過し、弁済を裏付ける証拠が散逸することはやむを得ない事態であり（本件では、申立人による返金要求は復活延期から約 14 年が経過した平成 21 年 3 月になされている）、消滅時効制度の存在理由はそのような事態に陥った債務者を保護する（立証の困難さを救う）ところにあるので、保険会社が、本件で消滅時効を援用するのは無理のないことと考える。
- (2) 保険会社の保険料返還義務の消滅時効期間は 2 年だが（商法 683 条 1 項、664 条、663

条) その起算点については商法に規定がなく、民法 166 条 1 項により、「権利を行使することができる時」と解されます。そして、同条の「権利を行使することができる時」とは、一般的に、債権の行使のための法律上の障害がないことを意味し、債権者が権利を行使することを得ることを知らなくても同じである、と解されている(通説・判例)。

(3)本件では、保険会社の保険料返還義務の消滅時効の起算点は、復活延期となった平成 7 年 3 月 1 日、どんなに遅くとも、申立人が申立契約を解約し、その返戻金が入金された平成 9 年 9 月 3 日と考えられる。したがって、保険会社の保険料返還義務は、遅くとも平成 11 年 9 月 3 日の経過により、時効により消滅したことになる。仮に、申立人が、復活保険料が返金されていないことを具体的に知ったのが、申立人の主張するとおり平成 21 年 3 月であったとしても、それは消滅時効の完成には影響がない。